

接続約款変更届出書

令和3年6月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

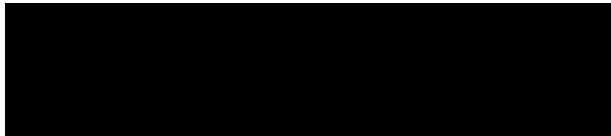
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ば ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゅんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年7月1日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を設定します。</p> <p>第 2 節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>第 3 節の 4 電話リレーサービス料の支払義務</u> <u>(電話リレーサービス料の支払義務)</u></p> <p><u>第 67 条の 4 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料を設定します。</p> <p>第 2 節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、3G 通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、3Gチップの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

附則

(略)

附 則(令和3年6月23日 MKS2106230004750001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料及び3Gチップの利用に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

附則

(略)